

る。

2 機構は、処理組織の開発、管理及び運用に関して次の各号に掲げる業務について責任を負い、これを行う。

(1) 業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保のための処理組織の開発の企画立案に関する業務

(2) 処理組織の開発に係る基本計画の策定に関する業務

(3) 処理組織の開発に係る業務の一部を委託する場合における受託者の選定に関する業務

(4) 処理組織の開発に係る業務を委託する場合における当該委託業務の適正かつ確実な遂行の確保に関する業務

(5) 開発された処理組織の検査に関する業務

(6) 処理組織の管理、運用及び保守に関する業務

3 機構は、前項第1号から第3号までの業務を行うときは、別に定めるところにより、厚生労働大臣に協議し、承認を得るものとする。
この場合において、機構の意見は尊重されるものとする。

第3章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

第8条 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従って、第5条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 機構は、前項の規定に基づき、業務の委託をしようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

(個人情報管理)

第9条 機構は、その業務の一部を委託するに当たって、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける受託者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせるものとする。

(外部委託規程の策定)

第10条 この章に定めるもののほか、機構が行う業務の委託に関し必要な事項は、別に外部委託規程を定める。

第4章 契約に関する基本的事項

(契約方式)

第11条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることによる一般競争入札の方法により、これを締結するものとする。

(随意契約によることができる場合)

第12条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、随意契約の方法により契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により一般競争入札によることが適當ではないと認められる場合
- (2) 緊急の必要により一般競争入札によることができないと認められる場合
- (3) 一般競争入札によることが不利と認められる場合
- (4) 契約に係る予定価格が一定額以下の少額である場合
- (5) 一般競争入札を行った場合において、入札者がいない場合
- (6) 一般競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいない場合

(落札の方法)

第13条 機構は、一般競争入札による場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、機構の支払の原因となる契約のうち、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができるものとする。

2 機構は、契約の性質又は目的に応じ、前項の規定によることが適當ではないと認める契約については、同項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内で入札を行った者について、入札価格に加え、性能、機能、技術等を総合的に評価し、機構にとって最も有利な申込みをした入札者を落札者とする方式（総合評価落札方式）により、落札

者を決定することができるものとする。

（契約の特例）

第14条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため機構の締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

（会計規程への委任）

第15条 この章に定めるもののほか、機構が行う契約に関し必要な事項については、法第46条に規定する規程（会計規程）で定める。

第5章 内部統制システムに関する事項

（内部統制システム構築の基本方針）

第16条 機構は、次の各号に定めるところにより、理事長その他役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法その他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（次項において「内部統制システム」という。）を構築するとともに、継続的にその改善を図るものとする。

- （1）コンプライアンス（法令、各種規程等を遵守するとともに社会的規範に従うこと）の確保のため、コンプライアンス委員会及び担当部署を設置し、コンプライアンス規程及び職員行動規範を策定するとともに、外部の弁護士の参画の下で法令違反に関する通報制度を設ける。
- （2）業務運営における適切なリスク管理のため、リスク管理委員会及び担当部署を設置し、リスク管理規程を策定するとともに、リスクアセスメント調査を実施し、業務運営全般に係るリスク管理を行う。
- （3）業務の有効性・効率性の確保のため、業務の実施に係る判断基準、指揮命令系統並びに責任及び権限を明確にした業務処理マニュアルに基づく業務の執行を徹底するとともに、第17条に規定する運営評議会のほか、機構の業務運営に関する意見を収集し、国民の意見を適切に業務運営に反映させる。
- （4）適切な外部委託の管理のため、業務横断的に委託業務の品質を管理する担当部署を設置し、委託業務を所管する部署における委託業務責任者を設置するとともに、第10条に規定する外

部委託規程に基づき、業務の委託の各過程における管理及び監視を行う。

(5) 情報の適切な管理及び活用等のため、情報伝達規程、文書管理規程及び個人情報保護管理規程を策定し、当該規程に基づく情報の伝達、保存、管理及び活用を徹底する。

(6) 業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善のため、監事の職務を補佐する監事室を設置し、監事による適正で効果的な監査を実施する。また、理事長直属の監査部門を設置し、監査規程を策定するとともに、外部監査を活用しつつ、効果的な監査を実施する。これらの監査の結果を踏まえて、各担当部門がその役割に応じながら連携し、業務運営及び内部統制の改善を確実に行う。

(7) ITへの適切な対応のため、システム担当理事(CIO)及びシステム部門(PJMO)を置き、電子情報処理組織(第7条に規定する電子情報処理組織を含む。)の開発、管理及び運用を適切に行うとともに、ITに係る専門人材の育成を進める。

2 理事会は、前項の内部統制システムの適切な構築に必要な取組の方針について決定するとともに、当該取組を統括するものとする。

第6章 雑則

(運営評議会の意見の反映)

第17条 機構は、法第28条の規定に基づき、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者により構成される運営評議会を設置し、その意見を機構の業務運営に反映させるものとする。

(情報の公開)

第18条 機構は、業務の運営に関し、当該業務の目標や実績等について、年次報告書その他により公開するものとする。

(改廃)

第19条 この業務方法書の改廃については、理事会が決定する。

(実施に関する事項)

第20条 この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この業務方法書は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

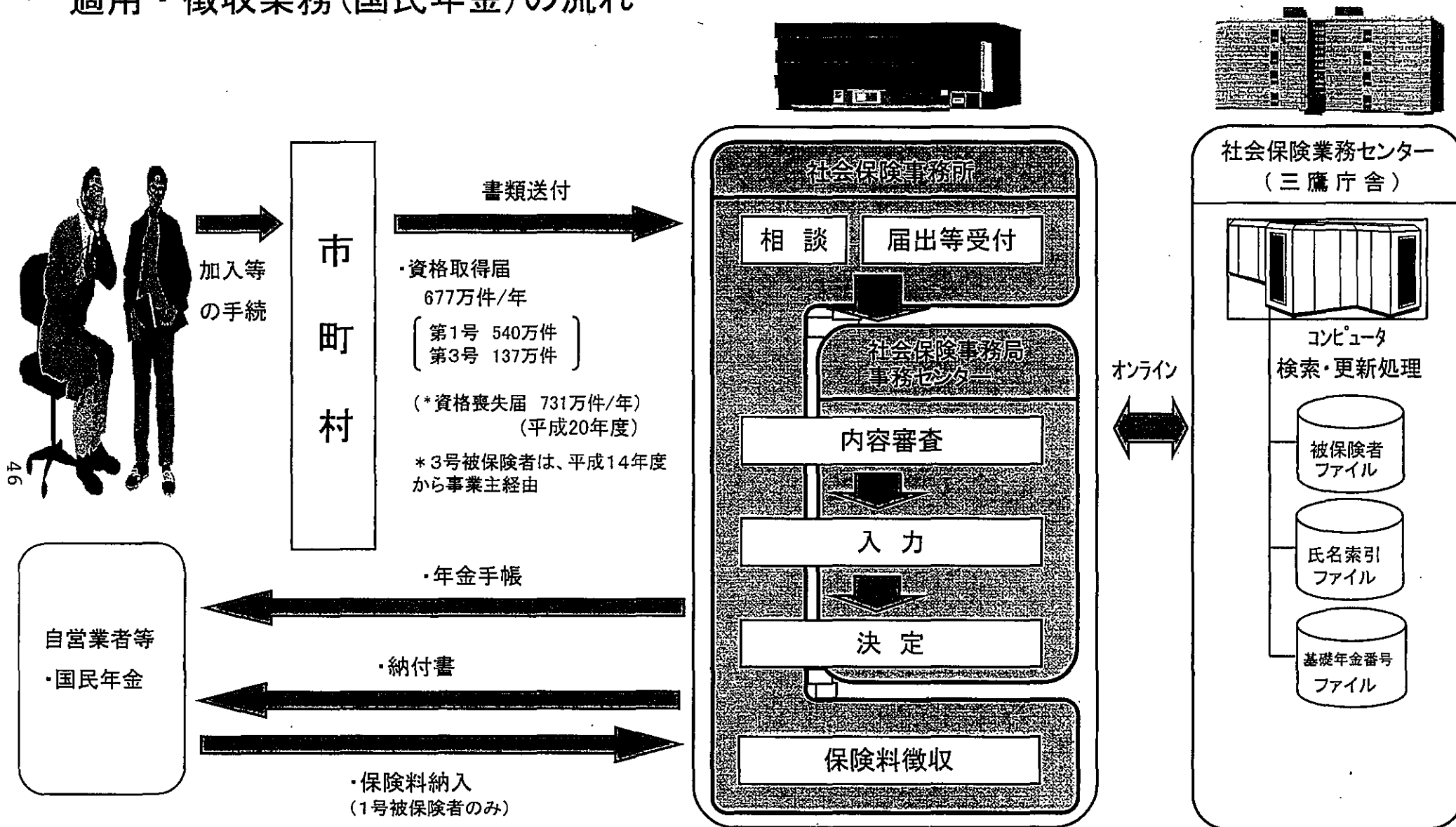
第 2 条 第 4 章の規定は、この業務方法書の施行日前において、国が、
機構が締結することとなる契約に係る公告その他の準備行為を行い、
施行日以降において機構が締結する契約については、適用しない。

公的年金の主な業務内容とその取組状況について

1. 国民年金の適用・徴収業務について	1
2. 厚生年金の適用・徴収業務について	4
3. 年金給付・年金相談について	11

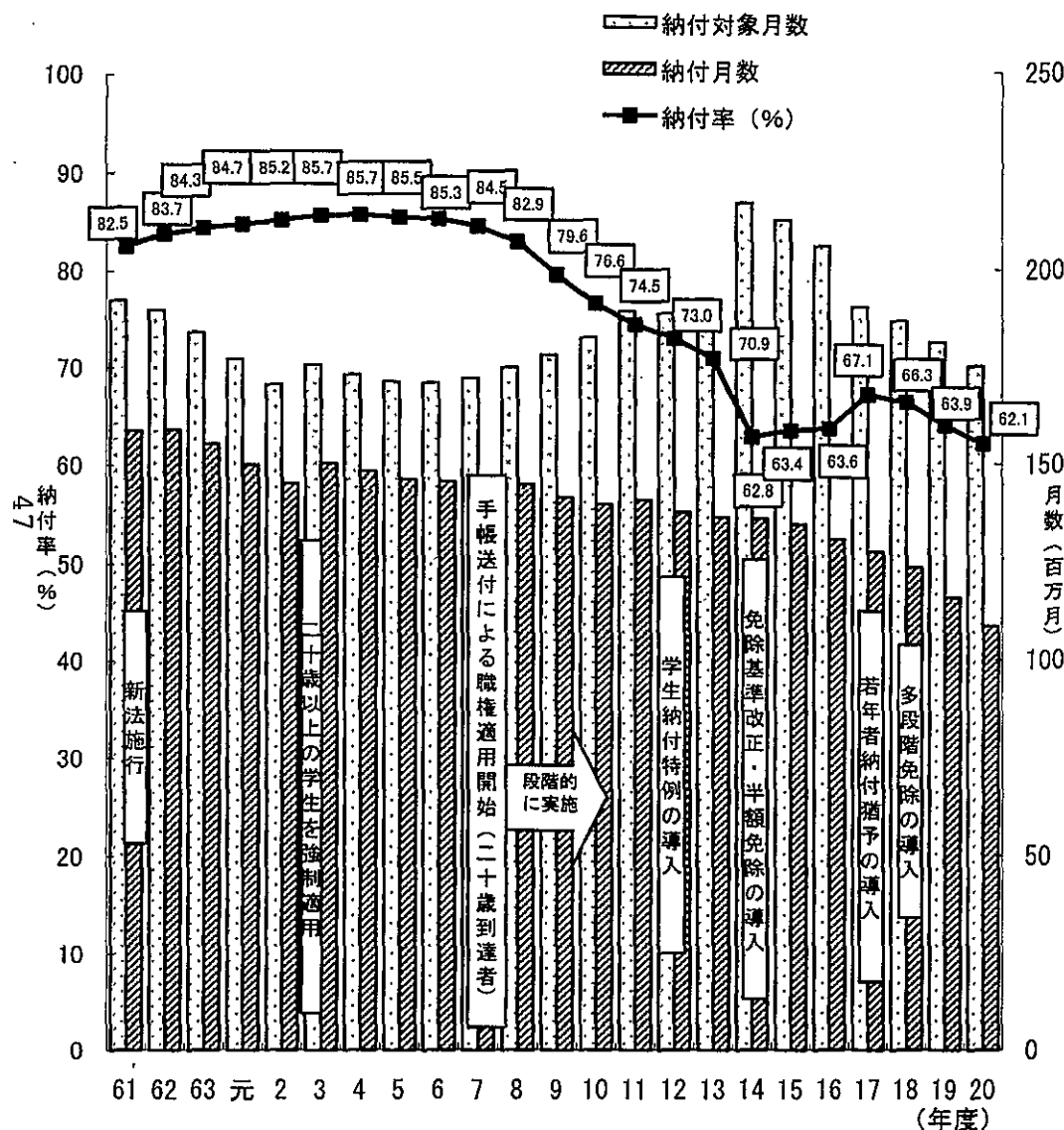
平成21年12月
社会保険庁

適用・徴収業務(国民年金)の流れ



国民年金保険料の納付状況

平成20年度の国民年金保険料の納付率等について



①平成20年度の現年度納付率は、**62.1%**

(対前年度比△1.9ポイント)

②平成18年度の最終納付率は、**70.8%**

(平成19年度末と比較して+1.7ポイント)

(平成20年度末時点)

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、18年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%			
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%		
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%	
18年度分保険料				66.3%	69.0%	70.8%
19年度分保険料					63.9%	66.7%
20年度分保険料						62.1%

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）
（口座振替率）
18年度末 19年度末 20年度末
40% → 40% → 38%
642万人 599万人 562万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- コンビニ納付の導入（H16.2～）
（利用状況）
18年度 19年度 20年度
749万件 → 874万件 → 966万件
- インターネット納付の導入（H16.4～）
（利用状況）
18年度 19年度 20年度
24万件 → 31万件 → 38万件
- クレジットカード納付の導入（H20.2～）
（利用者数）
19年度 20年度
2万人 → 9万人
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

市町村からの所得情報（平成21年5月末現在、全市町村の99%より提供）

未納者

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

催告状（手紙）
H18年度 1,914万件
H19年度 897万件
H20年度 818万件

電話
H18年度 742万件
H19年度 915万件
H20年度 1,483万件

戸別訪問（面談）
H18年度 1,634万件
H19年度 1,455万件
H20年度 1,103万件

※上記件数には、市町村委託分を含んでいる。

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	18年度	19年度	20年度
最終催告状	310,551件	40,727件	16,350件
納付等	102,335件	38,760件	4,899件
財産差押	11,910件	11,387件	5,534件

最終催告状は当該年度に「手紙」で送付した催告状の納付率、財産差押の件数は、平成21年3月末現在

・質の向上
・効率化

効率化により強制徴収へ要員をシフト

- 電話納付督促の外部委託（H17.4～数値目標設定）
- 面談による納付督促に成果主義を導入（H17.10～）
- 市場化テストによる外部委託（H17.10～要求水準設定）
（実施対象事務所数）（督促件数）
H18年度 35か所 255万件
H19年度 95か所 621万件
H20年度 185か所 1,669万件

免除等の周知・勧奨

社会保険事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
- 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
- ① 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
- ② 学生納付特例の申請手続きの簡素化（H20.4～）

事業主との連携

事業主からの制度等の周知及び保険料納付の勧奨等に関する協力（H19年度～）

国民健康保険（市町村）との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付等（H20.4～）

社会保険制度内の連携

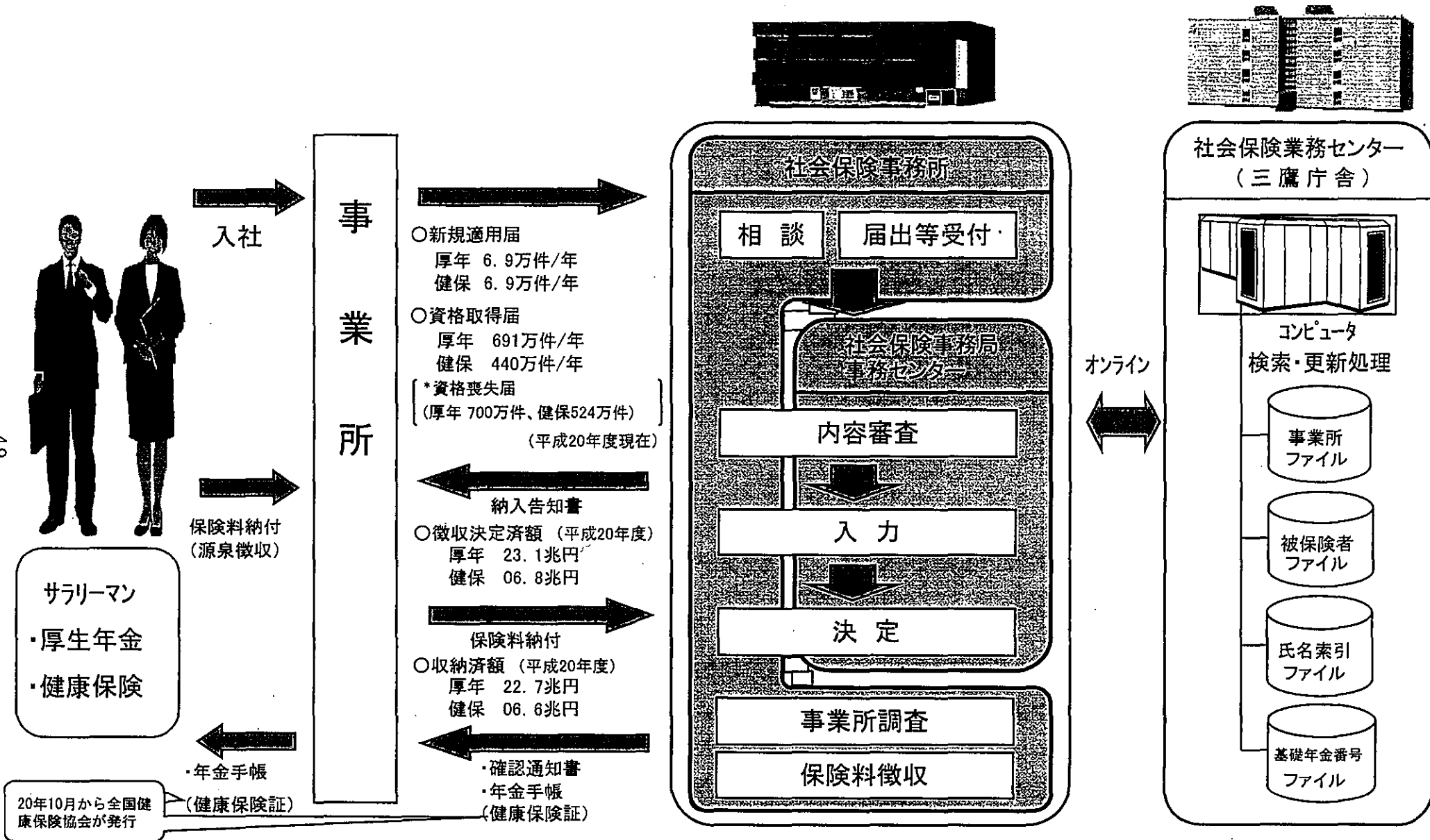
保険医療機関等、介護サービス事業者、社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨（H20.4～）、長期未納者の場合は指定等を行わない（H21.4～）

広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、信頼性をわかりやすく伝える国民の不安を払拭
- 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解を促進
- 納付金引込便等、きめ細かい情報、サービスの提供

適用・徴収業務(厚生年金保険・健康保険)の流れ

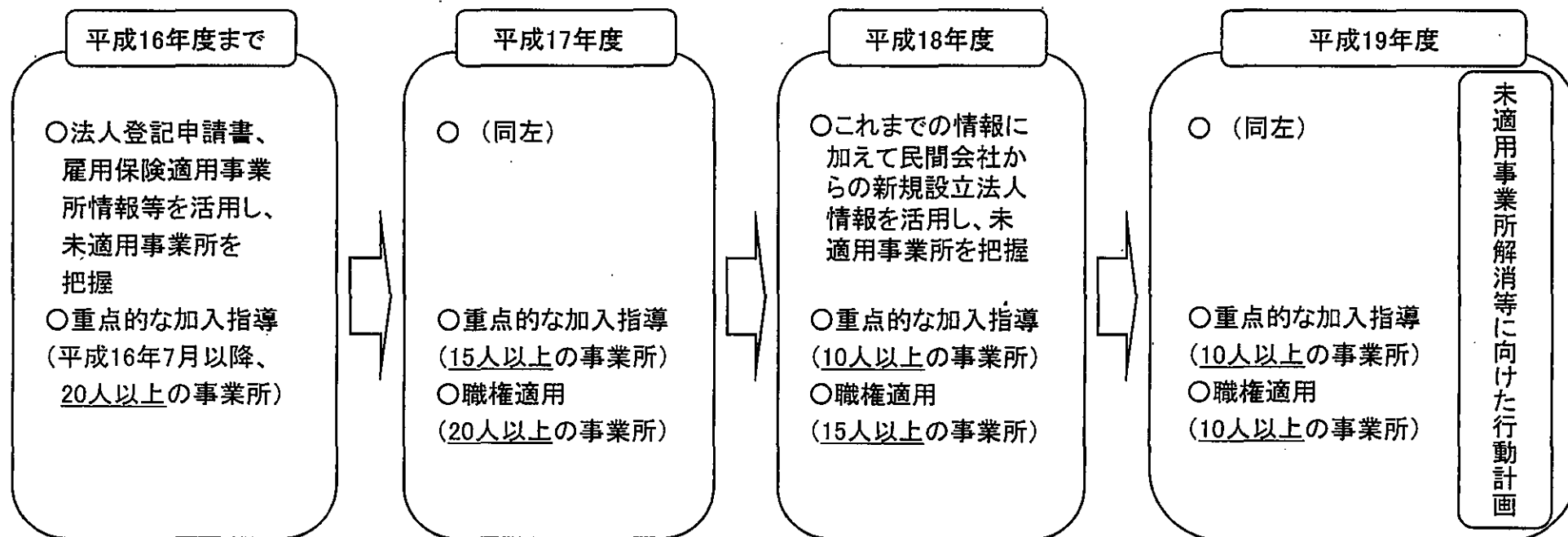
49



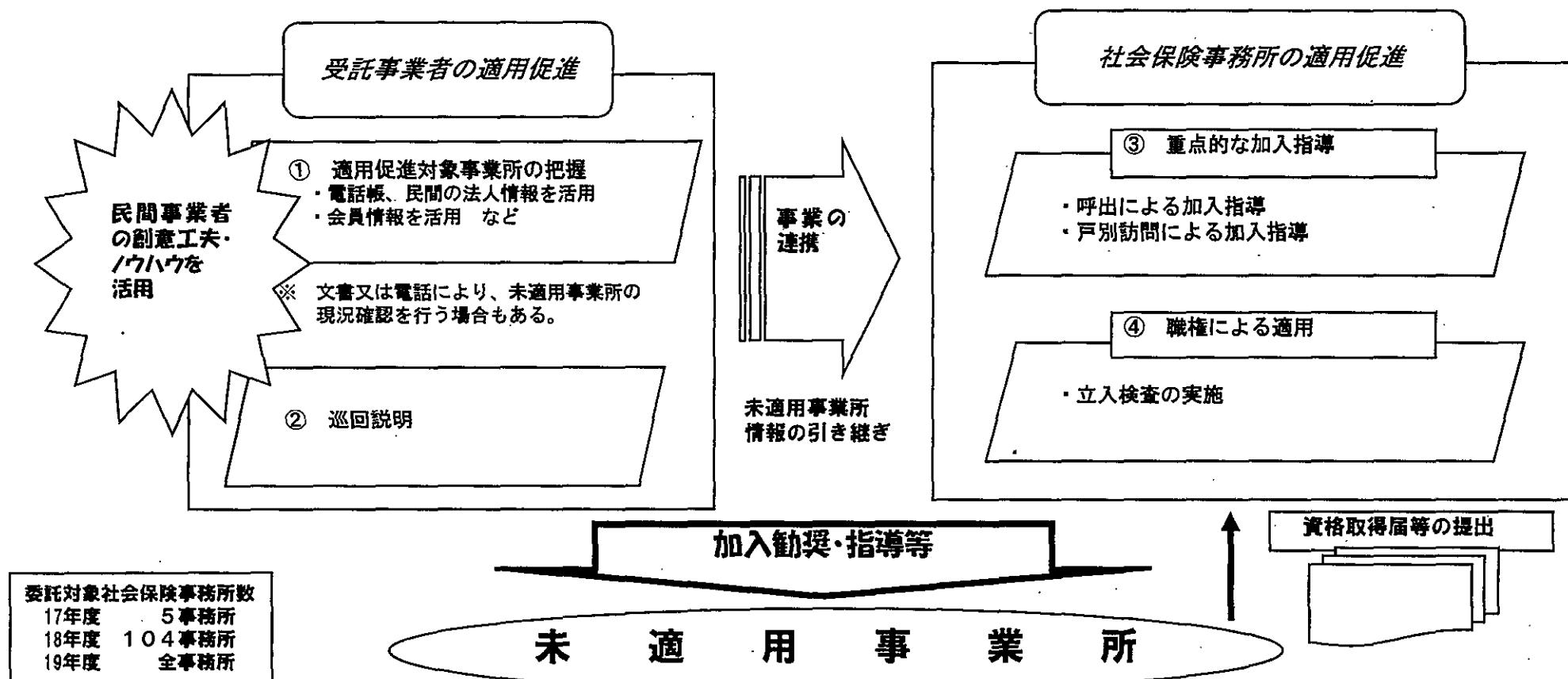
厚生年金保険・政府管掌健康保険の適用促進

① 未適用事業所の適用促進

- 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等により未適用事業所を把握し、加入指導を実施。
- 平成16年度以降、重点的な加入指導又は職権適用の対象を順次拡大。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。



- 未適用事業所把握・加入勧奨業務について、平成17、18年度の市場化テストモデル事業の経験も生かしつつ、平成19年度より全ての社会保険事務所において民間委託を実施。
- 社会保険事務所においては、重点的な加入指導、職権適用の強化により力を入れて取り組む。



② 適用事業所に対する適正な適用の指導等

- 適用事業所における被保険者の適用漏れ・誤り等を防止するため、適用事業所に対する調査・指導を実施してきている。
- 平成16年度以降、事業所調査の重点業種の指定、調査目標の設定など、取組みを順次強化してきている。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。

事業主に対する指導

- 新規適用事業所に対する説明会での指導
- 届書提出時の事務説明会での指導
- パンフレット等を活用した周知



事業所調査の実施

- ① 事業所調査を特定業種（派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）に重点化【16年度～】
- ② 事業所調査の数値目標（毎年度全適用事業所の4分の1以上）の設定【17年度～】
- ③ 短時間労働者等について事業所調査の結果を対策に反映【18年度～】
- ④ 都道府県労働局との連携による重点的な調査の実施【19年度～】